

平成24年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成24年9月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事) 総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成24年9月25日(火) 午前10時開議

日程第1 議案第4号から議案第8号、議案第16号

委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議会運営委員会委員の選任

- 追加日程第6 常任委員会委員の所属変更の件
- 追加日程第7 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第8 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第9 議員派遣の件
- 追加日程第10 議席の一部変更の件

+

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第4号から議案第8号及び議案第16号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、小高良則総務常任委員長。

○小高良則君

総務常任委員会に付託されました、案件1件につきまして、去る9月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第6号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費、8款消防費、第2表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「県支出金の住宅用太陽光発電設備導入推進事業では、今回20基分の補助金を県から受けようとするものですが、この補助を受けて、この設備を導入したいという市民がたくさんいらっしゃると思うが、20基分で足りるのか。また、今後どのような計画があるのか伺う。」という質疑に対して、「当初予算計上の40基と合わせて60基分を確保したことになります。市単独では難しいので、県の補助金を利用して実施しているところですので、県の枠が広がれば考えたいと思います。今後は、地球温暖化対策の計画の中では、太陽光発電に対する補助金と考えていますので、今後もこの事業については、継続したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「農業委員会交付金では、事務の適正化を図るための臨時職員とのことだが、具体的な内容を伺う。」という質疑に対して、「平成21年度に農地法の改正があり、農業委員会として農地の全筆調査の状況を把握することになりました。それに伴い、今回臨時職員にお願いするのは、農地の全筆調査した状況を台帳に記入するものです。1名、1日5時間、100日間を予定しています。」という答弁がありました。

次に、「実践的防災教育総合支援事業委託金では、子どもたちにとって大変よい経験ができると考えますが、この委託金でどのような対応ができるのか伺う。」という質疑に対して、「八街中学校での取り組みになりますが、具体的には災害地派遣のボランティア活動として、1、2年生の200名程度が参加できないかと検討しています。飲食等に係る部分は別と考

えますが、原則として子どもたちからの負担金は、考えていません。夜行バスとなり、金曜日の夕刻に八街市を出発して、土曜日の午後の可能な限り活動に取り組みまして、土曜日の夕刻から、あまり遅くならない時間に戻れるよう計画しています。」という答弁がありました。

次に、「実践的防災教育総合支援事業を他の中学校で実施したい場合、県の補助金がなくても市単独で実施する考えはあるのか。」という質疑に対して、「市単費だけでは、考えていません。」という答弁がありました。

次に、「難聴児補聴器助成事業では、難聴児は何歳から何歳までですか。当初予算では該当者を何人予定していたのか。」という質疑に対して、「18歳未満の方が対象になります。当初予算では計上していません。これは県の補助金が今年の5月に制定されたので、それに伴い3名分の予算を計上したものです。」という答弁がありました。

次に、「県道路事業用地事務委託金では、バイパス事業事務に係るものとのことですが、場所はどこになるのか。また、その事業計画を伺う。」という質疑に対して、「万来スタンドさん付近の用地補償等が成立したことに係る事務費になります。県によるとバイパスを整備するにあたって、排水の計画、整備を必要としますので、今年度は、この排水に係る調査委託等の費用を計上しているとのことです。排水工事の整備状況に応じて本線部分の工事が進むものと考えています。」という答弁がありました。

次に、「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金が今回補正された経緯と内容を伺う。」という質疑に対して、「この事業については、平成23年度で終了でしたが、厚生労働省からの通知で、平成23年度分の基金の残額を平成24年度においても、事業として追加募集が行われました。5月に追加募集の通知が届きましたので、市において該当する事業を募集して、今回県と協議が整い交付決定されたので、今回補正するものです。内容は、都市計画図修正業務に全て充てるもので、現在ある都市計画図を全てデジタル化するものです。」という答弁がありました。

歳出2款では、「広報やちまたのマンネリ化予防の対策を伺う。」という質疑に対して、「職員の手作りでありますので、職員の考え方次第で取り組めると思っていますので、今後については、他の自治体で企業に委託して作成している広報がたくさんありますので、このアイデアや市民の要望等を踏まえながら、積極的に取り組んでいきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「地区コミュニティ育成費では、どういう経緯で真井原地区に決まったのか。」という質疑に対して、「各区からの要望がありますので、順番に対応しています。」という答弁がありました。

次に、「広報費の印刷製本費のように4月からこの間、事業費が確定して不用額が発生したものを減額補正して積極的に配分し、市民に還元すべきではないのか。」という質疑に対して、「各課等への9月補正予算要求の通知には、予算が確定したものは減額するように通知していますが、今回このような形になっています。不用額が繰越金になりますので、繰越

+

金がないということも、当初予算編成上辛くなります。」という答弁がありました。

次に、「市税過誤納還付金及び返還金は、前年度と比較するとどのような状況か。」という質疑に対して、「7月末の数値になりますが、昨年は7月末で537件、約830万円。今年度は、712件、約1千260万円です。去年から今年にかけて7月末で400万円以上の増になります。これは、個人市民税では、申告後に人的控除が追加されたこと等により、税額の更正があること。法人市民税では、中間申告事業所の確定申告に伴う還付金が、昨年より増加していることが主な理由です。」という答弁がありました。

歳出8款では、「避難場所整備事業の今後の備蓄倉庫の設置計画を伺う。」という質疑に対して、「備蓄倉庫については、速やかに設置してまいりたいと考えており、今後は保育園に設置し、次にコミュニティセンターに設置してまいりたいと考えております。また、発電機においても備蓄倉庫の設置にあわせて備えてまいりたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わりにいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件4件につきまして、去る9月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第6号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出3款民生費、4款衛生費1項2目から3目、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「難聴児補聴器助成費では、対象は何名か。また、補聴器の値段を伺う。」という質疑に対して、「予算上では、3名を予定しています。値段は県の補助要綱の基準額にあわせたもので、5万2千900円になります。」という答弁がありました。

次に、「中度難聴の方々全員に、お知らせはしたのか。また、対象の条件を伺う。」という質疑に対して、「この補助制度については、県で今年の5月に制定されたもので、八街市では今回の補正予算の議決をいただき、10月1日から実施することになりますので、10月1日の「広報やちまた」に掲載します。中度難聴児で18歳未満の児童で30デシベル以上70デシベル未満の方が対象となります。市内の小中学校の定期検査の結果による対象者は出ていないと聞いております。」という答弁がありました。

次に「将来、この事業の拡大についてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「制度的には残したいと考えています。」という答弁がありました。

歳出4款では、「各種予防費では、ポリオワクチンを生ワクチンから、不活化ワクチンに切り替えるとのことですが、今まで副作用が心配で受診してない方がいますが、この方も対象としているのか。また、個別接種になると集団接種より接種料金は高くなるのか。」という質疑に対して、「ポリオワクチンは、生後3カ月児から90カ月児を対象としているので、まだ、接種されていない方についても、この補正予算に計上しています。1回あたりの単価としては、集団で約5千円から6千円、個別で約1万円となります。」という答弁がありました。

次に、「今までは2回飲むものが、これからは4回の注射となるので、どのような周知を図っているのか。」という質疑に対して、「周知方法としては、一番確実な個別通知をしています。この通知には、あと何回接種しなければならないのか、わかりやすいように送付する問診票の数を個々に変えたりしています。また、広報やちまた9月1日号及びホームページに掲載し、さらに乳児相談では、個別に声をかけて周知に努めています。」という答弁がありました。

次に、「児童医療費助成事業の臨時職員の内容について伺う。」という質疑に対して、「臨時職員については、申請書の送付から受付事務など、相当な量が見込まれるので、12月末まで3名の方を予定しています。」という答弁がありました。

次に、「児童医療費が、支給されるまでの流れを伺う。」という質疑に対して、「個別に小学校4年生から中学校3年生を対象に9月中旬に申請書を送付します。随時受け付けておりますが、1つの区切りとして10月末まで申請を受け付けまして、11月下旬に各個人に受給券を送付し、12月1日から現物給付での助成が始まる予定です。」という答弁がありました。

歳出9款では、「実践的防災教育総合支援事業の講師謝礼は、先生方の講習に対するものになるのか。」という質疑に対して、「基本的には、教職員の授業の指導になりますが、それに生徒も関わっていますので、授業を参観していただいて、ご指導していただくことも視野に入れていきます。」という答弁がありました。

次に、「実践的防災教育総合支援事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「被災地災害地派遣になりますが、八街中学校の1、2年生を最大で200名程度、現地派遣できるように、それに応じた安全・安心に輸送できる体制を考えています。この予算になりますとバス4台を見込んでいます。被災地の状況を鑑みまして、現在、石巻市、塩釜市のNPOの方のご支援をいただきながら、現地の学校並びに仮設住宅など必要なニーズに応じた活動を企画できるように準備しています。」という答弁がありました。

次に、「実践かつ充実した支援活動を今後も継続して行う考えはないか。」という質疑に対して、「今回は補助金を受けての事業展開となっていますので、できることをしっかり吟味していきながら、これからも千葉県も被災地という意識を持ちながら、自助、共助、公助

+

といった視点から、このような活動が継続できるように教育委員会として何ができるのか、十分検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に1千314万円を増額し、歳入歳出予算の総額を88億9千605万3千円とするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に8千34万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を32億3千396万7千円とするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、外国人登録法が廃止されたことに伴い、広域連合規約の一部を改正するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

○川上雄次君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました、案件3件につきまして、去る9月18日の委員会では、市道関係について現地調査を行い、審査をいたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります、報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第4号は、市道路線の変更についてです。

これは、ゴルフ場開発及び八街市公共下水道事業大池調整池下流池の完成により、道路の形態が変わり、2路線の終点を付け替えしたため、それぞれ終点を変更するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第5号は、市道路線の認定についてです。

これは、議案第4号に関連して、路線の変更に伴い、認定外となった部分を1路線、新たに市道路線として認定するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費1項6目、5款農林水産業費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「公害対策諸費では、悪臭対策とのことですが、特定された場所はあるのか。また、南中学校付近の悪臭対策を伺う。」という質疑に対して、「五区にあるゴムのリサイクル事業所を検査する予定です。南中学校脇の悪臭については、指導を行っているところです。」という答弁がありました。

次に「住宅用太陽光発電設備導入推進事業では、20基分の増で足りるのか。」という質疑に対して、「県の補助金を利用しながら、この事業を実施しているところですので、今後も県の情報を収集しながら進めていきたいと考えています。」という答弁がありました。

歳出5款では、「農業委員会費の臨時職員1名は、どのような人を予定しているのか。」という質疑に対して、「昨年と同じようなデータ入力作業をお願いしていた方を予定しています。」という答弁がありました。

歳出7款では、「道路維持修繕工事では、二区45号線に350万円、その他に1千650万円ということですが、市民の要望に対応できるのか。」という質疑に対して、「この予算で、全てのご要望に応えるのは実際には厳しいところですが、なるべくご要望にお応えできるように、新年度も引き続き予算を計上して、市民の負託に応えたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「都市計画策定費の都市計画図修正業務では、駅とバイパスが主な修正と思いますが、ほかに今までの都市計画図と変更になるのは何か。」という質疑に対して、「現在使用しているのは平成18年度作成のフィルムの原図ですが、今回はデジタル化になります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鯨井眞佐子君)

質疑なしと認めます。

議案第4号から議案第8号及び議案第16号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時40分)

○議長(鯨井眞佐子君)

それでは、再開いたします。

これから、討論を行います。

討論の通告はありませんので、これで討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第4号、市道路線の変更についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鯨井眞佐子君)

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鯨井眞佐子君)

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成24年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鯨井眞佐子君)

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鯨井眞佐子君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議事都合により、しばらく休憩します。

本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前11時15分)

○副議長（湯浅祐徳君）

再開します。

議長と交代をしましたので、協力のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま、鯨井眞佐子議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(桜田秀雄議員退席)

○副議長（湯浅祐徳君）

異議なしと認めます。

追加日程第1、議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鯨井眞佐子議員の退席を求めます。

(鯨井眞佐子議員退席)

○副議長（湯浅祐徳君）

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会議務局長（森田隆之君）

辞職願。私こと、このたび一身上の都合により、議長の職を辞任いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成24年9月25日。八街市議会議長、鯨井眞佐子。

八街市議会副議長、湯浅祐徳様。

○副議長（湯浅祐徳君）

お諮りします。鯨井眞佐子議員の議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

鯨井眞佐子議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

鯨井眞佐子議員の着席を許します。

（鯨井眞佐子議員着席）

○副議長（湯浅祐徳君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は21名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（湯浅祐徳君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（湯浅祐徳君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長（湯浅祐徳君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、同一の性及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席に着席をお願いします。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長（森田隆之君）

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。9番、林修三議員。10番、山口孝弘議員。11番、小高良則議員。12番、川上雄次議員。13番、中田眞司議員。14番、古場正春議員。15番、林政男議員。16番、新宅雅子議員。17番、加藤弘議員。18番、京増藤江議員。19番、右山正美議員。20番、丸山わき子議員。22番、鯨井眞佐子議員。21番、湯浅祐徳議員。

○副議長（湯浅祐徳君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（湯浅祐徳君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（湯浅祐徳君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に鯨井眞佐子議員、新宅雅子議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（湯浅祐徳君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち、有効投票 21 票。

有効投票のうち、中田眞司議員 18 票。丸山わき子議員 3 票。以上のとおりでございます。
この選挙の法定得票数は 6 票でございます。

したがって、中田眞司議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました中田眞司議員が議場におられますので、会議規則第 32 条
第 2 項の規定により、議長の選挙の当選人と告知いたします。

議長に当選されました中田眞司議員のご挨拶をお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

ただいまの議長選で当選をいたしました中田でございます。非常に皆さんご存じでしょう
けれども、私、年をとっておりますけれども、まだ、議員として若輩者でございます。先輩
議員が多くいる中、いろいろご指導いただきまして、この大役を務めさせていただきたいと
思います。よろしくをお願いします。

○副議長（湯浅祐徳君）

中田眞司議員、議長席にご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

議事都合により、しばらく休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 57 分)

(再開 午後 1 時 30 分)

+

+

(桜田秀雄議員入場)

○議長（中田眞司君）

再開します。

ただいま、湯浅祐徳副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とする
ことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(桜田秀雄議員退場)

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第 3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、湯浅祐徳議員の退席を求めます。

(湯浅祐徳議員退席)

○議長（中田眞司君）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（森田隆之君）

辞職願。私こと、このたび、一身上の都合により、副議長の職を辞任したいので、許可されますようお願いいたします。

平成24年9月25日。八街市議会副議長、湯浅祐徳。

八街市議会議長、中田眞司様。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。湯浅祐徳議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

湯浅祐徳議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

湯浅祐徳議員の着席を許します。

（湯浅祐徳議員着席）

○議長（中田眞司君）

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は21名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（中田眞司君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（中田眞司君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、同一の性及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会議務局長（森田隆之君）

1番、長谷川健介議員。2番、鈴木広美議員。3番、服部雅恵議員。4番、小菅耕二議員。5番、小山栄治議員。6番、木村利晴議員。7番、石井孝昭議員。9番、林修三議員。10番、山口孝弘議員。11番、小高良則議員。12番、川上雄次議員。14番、古場正春議員。15番、林政男議員。16番、新宅雅子議員。17番、加藤弘議員。18番、京増藤江議員。19番、右山正美議員。20番、丸山わき子議員。21番、湯浅祐徳議員。22番、鯨井眞佐子議員。13番、中田眞司議員。

○議長（中田眞司君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（中田眞司君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に林政男議員、古場正春議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（中田眞司君）

選挙の結果を報告します。

投票総数21票。これは、先ほどの出席議員数と符合しています。

そのうち、有効投票21票。

有効投票のうち、小高良則議員17票。右山正美議員3票。林政男議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。

したがって、小高良則議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました小高良則議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長の選挙の当選人として告知します。

副議長に当選されました小高良則議員のご挨拶をお願いします。

○副議長（小高良則君）

ただいま選挙で副議長に決まりました小高良則でございます。まだまだ大変未熟な面が多々ございます。皆様のご協力をいただきながら、ご指導、ご鞭撻を頂戴いたし、頑張っていきたいと思っております。

また、さらに議長を支え、また、協力して八街市議会発展のために頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で就任の挨拶を終わります。

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時20分から再開します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時30分)

(桜田秀雄議員入場)

○議長（中田眞司君）

再開します。

報告します。私、中田眞司と小高良則議員より、議会運営委員の辞任願が提出され、これを許可しました。

議会運営委員会が2名欠員となっています。

お諮りします。この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員が2名欠員となっています。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長から指名します。

議会運営委員会委員に、鯨井眞佐子議員、湯浅祐徳議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

+

異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり、選任することを決定いたしました。

次に、湯浅祐徳議員、小高良則議員、石井孝昭議員、私、中田眞司より、常任委員会の所属を変更されたいとの申し出がありました。

お諮りします。この際、常任委員会委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

追加日程第6、常任委員会委員の所属変更の件を議題とします。

総務常任委員会委員の小高良則議員から経済建設常任委員会委員に、経済建設常任委員会委員の湯浅祐徳議員から総務常任委員会委員に、総務常任委員会委員の石井孝昭議員から文教福祉常任委員会に、文教福祉常任委員会委員の私、中田眞司が総務常任委員会に、それぞれ委員会の所属を変更されたいとの申し出がありました。

お諮りします。湯浅祐徳議員、小高良則議員、石井孝昭議員、私、中田眞司から申し出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

+

+

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

それぞれ、委員会の所属を変更することに決定しました。

議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、文教福祉常任委員会副委員長が不在となっています。

これから、しばらく休憩しますので、それぞれの委員会を開催し、委員長・副委員長の互選をお願いします。

本会議再開時刻につきましては、事務局より連絡をいたします。

(休憩 午後 1時33分)

(再開 午後 2時20分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

議会運営委員会正副委員長、総務常任委員会正副委員長、文教福祉常任委員会副委員長が決定をしたので報告します。

議会運営委員会委員長に加藤弘議員、同副委員長に湯浅祐徳議員。

総務常任委員会委員長に林修三議員、同副委員長に湯浅祐徳議員。

文教福祉常任委員会副委員長に石井孝昭議員。

以上のとおり決定しました。

次に、各委員長の就任の挨拶をお願いします。

最初に、議会運営委員長、加藤弘議員。

○加藤 弘君

先ほどの議会運営委員会におきまして、議会運営委員長に推挙されました加藤弘でございます。一生懸命努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

次に、総務常任委員長に林修三議員。

○林 修三君

今回、9月議会全体の流れの中で、総務常任委員長を務めることになりました林修三でございます。これまで、2期目5年間で学びましたことを活かし、市民のために少しでも役立つための総務常任委員会になればと、全力で取り組みますので、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で、就任の挨拶を終わります。

報告します。

最初に、鯨井眞佐子議員より、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出され、それぞれ、これを許可しました。

次に、会派誠和会の代表者変更がありました。

新代表者は、湯浅祐徳議員です。

以上で報告を終わります。

副議長と交代します。

○副議長（小高良則君）

議長と交代しました。ご協力をよろしくお願いいたします。

議事を進めます。

佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員が1名欠席となっています。

お諮りします。この際、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第7、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより、組合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にし

+

たいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に中田眞司議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した中田眞司議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました中田眞司議員が、組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました中田眞司議員が議場におられますので、会議規則第3条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となっています。

お諮りします。この際、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

以下、広域連合議員の選挙と略称します。

これより、広域連合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する広域連合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議ありませんので、そのように決定します。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いを
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

広域連合議員に中田眞司議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した中田眞司議員を広域連合議員の当選人と定めるこ
とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました中田眞司議員が、広域連合議員に当選しました。

ただいま広域連合議員に当選されました中田眞司議員が議場におられますので、会議規則
第32条第2項の規定により、広域連合議員の選挙の当選人と告知します。

議長と交代します。

ご協力ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思いま
す。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第9、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第164条第1項の規定により、10月19日に成田市で議会運営に
関する研修、意見交換及び講演を目的に開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研
修会並びに11月13日、14日に栃木県宇都宮市で開催される印旛管内市議会正副議長連
絡協議会視察研修会及び定例会に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第
10とし、議題にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

異議なしと認めます。

追加日程第10、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席11番、小高良則議員を議席21番へ。議席13番、私、中田眞司を議席22番へ。議席14番、古場正春議員を議席13番へ。議席15番、林政男議員を議席14番へ。議席16番、新宅雅子議員を議席15番へ。議席21番、湯浅祐徳議員を議席11番へ。議席22番、鯨井眞佐子議員を議席16番へ、議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

異議なしと認めます。

ただいま変更のあった方は、次の会議より新議席への移動をお願いいたします。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成24年9月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のご挨拶といたします。

ここで、教育委員会から報告があります。

○教育次長(長谷川淳一君)

大変お疲れのところ申し訳ございませんけれども、実は中央公民館に発生をいたしました窓ガラスの破損につきましてご報告させていただきます。

本日、9月25日、火曜日でございますけれども、公民館職員が出勤したところ、8時5分頃ということでございますけれども、建物の裏、西側にあたる部分、機械室、事務室、ホールの入り口、これらの窓ガラスが10枚ほど割られているという事件が発生しております。すぐに館長に報告いたしまして、あわせて幹部交番へも通報してございます。その後、警察が来まして、午前中、現場検証を行っているということでございます。また、被害届もあわせて提出するという予定でございます。

また、現在のところ、窓ガラスの破損以外には被害はないという報告を受けております。

以上、ご報告をさせていただきます。

○議長(中田眞司君)

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

(閉会 午後 2時33分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 議案第4号から議案第8号、議案第16号
委員会報告、質疑、討論、採決
2. 議長辞職の件
3. 議長の選挙
4. 副議長辞職の件
5. 副議長の選挙
6. 議会運営委員会委員の選任
7. 常任委員会委員の所属変更の件
8. 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙について
9. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
10. 議員派遣の件
11. 議席の一部変更の件

.....

議案第4号 市道路線の変更について

議案第5号 市道路線の認定について

議案第6号 平成24年度八街市一般会計補正予算について

議案第7号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第8号 平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第16号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 鯨 井 眞 佐 子

八街市議会議員 川 上 雄 次

八街市議会議員 小 高 良 則

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+